

広島大学技術移転ポリシー

平成 16 年 1 月 21 日

知的財産社会創造センター運営委員会承認

(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 20 年 3 月 31 日一部改正)

理事 (財務担当) 決裁

(平成 23 年 3 月 31 日一部改正)

理事 (社会連携・広報・情報担当) 決裁

I. 基本的な考え方

1. 大学の使命

大学の基本的使命として、教育、研究に次いで社会との連携がある。地域社会や国際社会に対し、大学の有する知的・人的・物的資源を積極的に解放・活用し、社会と密に連携した継続的なイノベーションによる未来社会の設計と建設に貢献することが、大学の基本的使命の一つとして位置づけられている。従って、広島大学 (以下「本学」という。) は、価値の高い知的財産を創出し、これを積極的に社会に移転して活用を推進し、もって知的財産重視型社会の形成に貢献することを重要な使命としている。

そこで、本学及び教職員が常に意識しなければならない技術移転姿勢とその方法を、技術移転ポリシーとして内外に明示する。

2. 技術移転の意義

- (1) 本学の研究成果が社会に移転されて活用されることは、本学の社会に対する貢献であり、国民生活の向上、すなわち国民の一層の豊かさと幸せに貢献するものである。
- (2) 本学の研究成果が社会に移転されて活用されることは、社会に目に見える形で大学の存在を示すものであり、本学の社会的認知度を高め、その存在を顕示し、関係諸機関を含めた社会的評価を高めるものである。
- (3) 本学の研究成果が社会に移転されて活用されることは、次の研究資金の創出をもたらし、科学技術の継続的イノベーションを可能にするものである。
- (4) 本学の研究成果が社会に移転されて活用されることは、研究者の社会的認知度を高め、その存在を顕示し、学内外の評価を高めるとともに、報償として直接的に還元されることにより、研究マインドの向上をもたらし、質の高い研究成果の創出を誘因するものである。

3. 技術移転ポリシーの対象者

技術移転ポリシーの対象者は、本学に雇用されている教員、職員、本学の設備を利用している者等、本学との関係において、本学の職務発明規則に従うことを契約した者 (以下「教職員等」という。) とする。本学の学生、大学院生及びポストドクター (以下「学生等」という。) は一般的には本学とは雇用関係にないため、学生等が独

自で行った発明は学生等に帰属し、本ポリシーの対象とならない。ただし、教職員等による教育・研究との関連が深く、教職員等の行う学外との共同研究や受託研究に参画する学生等は、本ポリシーの対象となる。

4. 技術移転ポリシーの対象となる研究成果

技術移転の対象となる研究成果は、本学が保有する次の知的財産権である。

- (1) 特許法に規定する特許権，実用新案法に規定する実用新案権，意匠法に規定する意匠権，商標法に規定する商標権及び外国におけるこれらに相当する権利
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利，実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利，意匠法に規定する意匠登録を受ける権利，商標登録出願により生じた権利及び外国におけるこれらに相当する権利
- (3) 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び外国におけるこれらに相当する権利。
- (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当する権利
- (5) 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び同号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条及び第28条に規定する著作権及び外国におけるこれらに相当する権利
- (6) 種苗法に規定する育成者権及び外国におけるこれらに相当する権利
- (7) 種苗法第1項に規定する品種登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当する権利
- (8) ノウハウ使用権

II. 技術移転の基本姿勢

1. 本学は、本学が保有する知的財産を積極的に産業界等に技術移転する。
2. 本学の職員等は、技術移転を推進することを責務の一つとする。
3. 本学は、教職員等の技術移転活動に対する貢献を奨励し、評価に積極的に反映する。
4. 本学は、知的財産の産業界等への技術移転のために、共同研究、受託研究、技術研修等を活用し、知的財産の実施を推進する。
5. 本学は、研究成果、知的財産権及び研究ポテンシャルと人材のデータベース化を推進して知的基盤を整備し、利用し易い形態で積極的に発信する。
6. 本学は、教職員等の利益相反・責務相反の軽減に努め、その対策等を策定し、適宜見直しを行う。

III. 技術移転の推進体制

1. 本学は、学内関連機関の連携により、一体となって技術移転を推進する。このために、関係者間の協同・協力関係を強化する。
2. 本学は、本学所有の知的財産権の産業界へのライセンス活動及び技術移転契約等を、効率的・効果的に推進する。

IV. 教職員等の役割

1. 各学部の学部長，学科長，大学院研究科長，学内共同教育研究施設等の長は，研究成果の適正な技術移転及びその権利保護を常に意識し，教職員等への指導を行う。
2. 教職員等は，情報セキュリティの確保に努めるものとし，本学の知的財産が不透明な形で流出することを防止する。
3. 教職員等は，本学が推進する技術移転活動に有効な情報を積極的に提供する。
4. 教職員等は，本学から具体的な協力を要請された時は，積極的に協力する。

V. 技術移転の形態

1. 本学は技術移転のために知的財産権の実施権許諾及び譲渡を推進する。
2. 本学の知的財産権保護の姿勢及びその方法は，「広島大学知的財産ポリシー」に基づいて行う。
3. 本学は，知的財産権の譲渡，専用実施権の設定，独占的通常実施権の設定，一部独占実施権の設定，非独占実施権の許諾等の手段を，弾力的かつ効果的・効率的に活用して技術移転を行う。
4. 本学は，知的財産の不実施機関であることに鑑み，実施をする者から原則として実施料を徴収し，利益の還元を図る。

VI. 大学発ベンチャーの支援等

1. 教職員等が，退職し又は兼業等により起業し，自らの発明等を活用して研究成果の普及を推進する場合には，本学は，当該発明等に係る本学の知的財産権について，特別措置として，その一部又は全部を当該職員等は無償で譲渡することができる。
2. 教職員等が，本学にベンチャー企業の設立を申請したときは，その申請者を大学発ベンチャーとして認定し，本学の施設・設備利用の優遇措置，本学の実施料軽減措置等の支援策を講じることができる。

VII. 侵害対策

本学は，技術移転を効果的に推進するため，本学所有の知的財産権の侵害に対しては，必要な措置を講じる。

以上